

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和8年度)

作成日 2026/9/9

最終更新日 2026/9/9

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日		2026年7月1日
国立大学法人名		東京海洋大学
法人の長の氏名		井関 俊夫
問い合わせ先		総務部企画評価課企画係 (TEL:03-5463-0358、E-mail:ki-kikaku@o.kaiyodai.ac.jp)
URL		https://www.kaiyodai.ac.jp/overview/docs/post-66.html

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認	更新あり	【確認の方法】 令和8年7月に全原則についての適合状況を示した適合状況整理表による情報提供を行うとともに意見聴取を行い、令和8年9月9日開催の第3回経営協議会において審議予定。 【経営協議会からの総評等】 東京海洋大学においては、今年度も、国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に適合した諸施策がとられていることを確認した。 特に、公表項目とはなっていないが、補充原則1-3⑤（産業界等からの資金や寄附金の受入れを促進するための体制整備、資産の有効活用）について、令和8年度に外部機関の研究拠点を本学に受け入れ組織的な共同研究を推進する「協働研究推進拠点」制度を導入し、産業界等との連携、研究成果の社会実装及び外部資金獲得の促進に資する体制を昨年度より強化した点、また、品川キャンパスにおけるPPP/PFI方式による国際混住寮「青鷹寮」の新設や固定資産貸付料算定基準の見直しを行い、資産の有効活用と自己収入の確保に向けた取組を着実に進めた点は、評価できる。今後も「協働研究推進拠点」制度のような新たな取組を増やすことにより、更に多くの研究を行い、社会実装を推進し、より多くの外部資金獲得につながる好循環を確立すべく、成果を追求していただきたい。 昨年度から継続してガバナンス・コードの各原則は全て実施され、各項目とも適切に説明がなされており、今後も、様々な課題に真摯に取り組むとともに、一層経営の透明性を向上させ社会への説明責任を果たされることを期待する。
監事による確認	更新あり	【確認の方法】 令和8年7月に全原則についての適合状況を示した適合状況整理表による情報提供を行うとともに意見聴取を行い、令和8年9月9日開催の第3回経営協議会において審議予定。 【監事からの総評等】 令和8年度は、1) 令和8年7月1日付のガバナンス・コード改訂で新たに追加された補充原則への対応状況及び2) 昨年度から新たな取り組みを実施した事項の記載内容について適切であるか確認した。 1) 追加補充原則1-3⑤において、産業界からの資金を獲得するための体制整備では、令和8年4月に、本学と外部機関が連携して共同研究を推進する「共同研究推進拠点」制度を導入し、受け入れを開始したことを確認した。また、資金の有効活用については、定期借地権設定契約による財源を活用した「青鷹寮」が新設され、教育研究機能の強化につながった。また、令和7年度には学内施設を貸し出す際の貸付料の見直しを行い、「固定資産貸付料算定基準」の一部改訂を令和8年4月1日付で行うなど、資産の有効活用を行っていることを確認した。 2) 令和7年度に新たに実施された取り組み内容が、適合状況、公表事項の記載に適切に反映されていることを確認した。各取組の的確な実施により、本学の機能や大学経営がさらに向上することを期待する。

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】

- ☒ 当法人は、運営方針会議を設置していない法人であり、
原則２－２－１～原則２－２－３（運営方針会議に関する原則）は適用されず、当該原則に関連する記載を要しない法人である。
- ☐ 当法人は、運営方針会議を設置する法人であり、全ての原則の対象となる法人である。

記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則を全て実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則 1 - 1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋	更新あり	本学では、2040年に向けて、本学の進むべき中長期的な方向性を、教育、研究、国際化、社会・地域連携及び管理運営の5分野について「ビジョン2040」として令和4年3月に策定するとともに、その実現に向けた道筋を示すアクションプランをとりまとめた。また、6年毎の中期的な目標及び戦略について、中期目標・中期計画として策定している。いずれも経営協議会学外委員等の多様な関係者の意見を踏まえて策定しており、大学ホームページで公表している。 Ⅰ.【ビジョン2040】 大学ホームページ>東京海洋大学について>情報公開>Vision2040>ビジョン2040・アクションプラン https://www.kaiyodai.ac.jp/overview/docs/2040.html Ⅱ.【中期目標・中期計画】 大学ホームページ>東京海洋大学について>第4期（令和4年～令和9年度）中期目標・中期計画 https://www.kaiyodai.ac.jp/overview/docs/post-43.html
補充原則 1 - 2 ④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等		目標・戦略の進捗状況について、第3期中期目標期間までは、国立大学法人法に基づく業務実績報告書を毎年度公表しており、各年度における業務の実績・進捗状況、継続的な改善状況等について記載している。第4期中期目標期間においては、国立大学法人法に基づき、4年目及び6年目終了時に業務実績報告書を作成し、公表する予定である。 なお、第4期中期目標期間においては、第4期中期目標・中期計画に基づく徹底した自己点検・評価の実施及び公表が求められていることから、自己点検・評価の結果を自己点検・評価報告書として公表している。当該自己点検・評価の結果による改善は次年度以降の取組に反映しており、その内容は、自己点検・評価報告書を通じて公表している。 また、法人の目標・戦略及びその結果等を事業報告書、年次報告書等の様々な報告書・刊行物によって明示している。 Ⅰ.【業務実績報告書】 大学ホームページ>東京海洋大学について>情報公開>業務に関する情報>業務実績報告書>第3期中期目標期間に係る業務の実績に関する報告書 https://www.kaiyodai.ac.jp/overview/docs/post-50.html Ⅱ.【自己点検・評価報告書】 大学ホームページ>東京海洋大学について>情報公開>評価・監査に関する情報>自己点検・評価>令和6年度第4期中期目標・中期計画に係る自己点検・評価報告書 https://www.kaiyodai.ac.jp/overview/docs/content-2.html Ⅲ.【事業報告書】 大学ホームページ>東京海洋大学について>情報公開>財務に関する情報>財務に関する直近の書類等>事業報告書（令和6事業年度） https://www.kaiyodai.ac.jp/overview/docs/post-8.html Ⅳ.【年次報告書】 大学ホームページ>東京海洋大学について>情報公開>業務に関する情報>年次報告書>年次報告書（令和6年度実績） https://www.kaiyodai.ac.jp/overview/docs/post-42.html
補充原則 1 - 3 ⑥（1） 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制		経営及び教学運営に係る権限と責任の体制について、役員は学長1名、理事5名、監事2名により構成されている。また、各理事及び各分野を担当する特命理事、副学長等が学内業務を総括するとともに、令和5年度から特定のミッションを遂行する学長補佐を配置している。 主な運営組織として経営協議会、教育研究評議会を設置している。これらは全て以下の大学公式ホームページ上で「組織・役員等」として公表している。 Ⅰ.【役員等紹介】 大学ホームページ>東京海洋大学について>大学概要>組織・役員等 https://www.kaiyodai.ac.jp/overview/summary/organization/

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則 1-3⑥(2) 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針		令和4年4月1日に「第4期中期目標期間における国立大学法人東京海洋大学人事基本方針」を策定し、大学公式ホームページで公表している。 この人事基本方針には、経営及び教学運営を担う人材の育成を掲げるとともに、教員人事では、通常の採用に加え、大学の戦略等に基づき、学長裁量枠による採用を実施するほか、テニユアトラック制度等による若手教員の採用計画、ダイバーシティの確保等を推進することとしている。 事務職員等人事では、従前の国立大学法人職員採用統一試験の活用による人員補充に加え、事務組織の活性化や業務運営の向上に繋げるため、新たに独自試験（経験者選考採用）による若手中堅層の強化や課長補佐相当職登用にかかる学内公募を実施するなど多様な手法を活用した人材確保等を行っている。 Ⅰ.【「第4期中期目標期間における国立大学法人東京海洋大学人事基本方針」】 大学ホームページ>東京海洋大学について>情報公開>業務に関する情報>ガバナンス>参考資料 https://www.kaiyodai.ac.jp/overview/docs/post-66.html
補充原則 1-3⑥(3) 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画		財務計画については、中期計画の「Ⅵ 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画」において、中期的な財務計画を策定し公表している。 教育研究に係る費用については附属明細書「(19) 開示すべきセグメント情報」において、教育、研究及び管理のセグメント別の財務情報を公表し、教育・研究に係るコストの見える化を図っている。また、教育研究の成果等については事業報告書「Ⅳ 事業に関する説明」にて公表している。 Ⅰ.【中期計画(Ⅵ 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画)】 大学ホームページ>東京海洋大学について>情報公開>業務に関する情報>第4期(令和4年～令和9年度)中期目標・中期計画>国立大学法人東京海洋大学中期計画(令和4～9年度) https://www.kaiyodai.ac.jp/overview/docs/post-43.html Ⅱ.【附属明細書(19) 開示すべきセグメント情報】 大学ホームページ>東京海洋大学について>情報公開>財務に関する情報>財務に関する直近の書類等>附属明細書(令和6事業年度) https://www.kaiyodai.ac.jp/overview/docs/post-8.html Ⅲ.【事業報告書(Ⅳ 事業に関する説明)】 大学ホームページ>東京海洋大学について>情報公開>財務に関する情報>財務に関する直近の書類等>事業報告書(令和6事業年度) https://www.kaiyodai.ac.jp/overview/docs/post-8.html

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則 1－3⑥（４）及び補充原則 4－1③ 教育研究の費用及び成果等（法人の活動状況や資金の使用状況等）		・中期的な財務計画については「国立大学法人東京海洋大学の中期目標を達成するための計画（中期計画）」において、中期目標・中期計画期間中の「Ⅵ 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画」を公表している。 ・教育研究に係る費用については附属明細書「（19）開示すべきセグメント情報」において、教育、研究及び管理のセグメント別の財務情報を公表し、教育・研究に係るコストの見える化を図っている。また、教育研究の成果等については事業報告書「Ⅳ 事業に関する説明」にて公表している。 ・年次報告書において、法人の活動状況に加え、教育・研究経費や財務指標などの財務状況を分かりやすく公表している。 Ⅰ.【中期計画（Ⅵ 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画）】 大学ホームページ>東京海洋大学について>情報公開>業務に関する情報>第4期（令和4年～令和9年度）中期目標・中期計画>国立大学法人東京海洋大学中期計画（令和4～9年度） https://www.kaiyodai.ac.jp/overview/docs/post-43.html Ⅱ.【附属明細書（（19）開示すべきセグメント情報）】 大学ホームページ>東京海洋大学について>情報公開>財務に関する情報>財務に関する直近の書類等>附属明細書（令和6事業年度） https://www.kaiyodai.ac.jp/overview/docs/post-8.html Ⅲ.【事業報告書（Ⅳ 事業に関する説明）】 大学ホームページ>東京海洋大学について>情報公開>財務に関する情報>財務に関する直近の書類等>事業報告書（令和6事業年度） https://www.kaiyodai.ac.jp/overview/docs/post-8.html Ⅳ.【年次報告書】 大学ホームページ>東京海洋大学について>情報公開>業務に関する情報>年次報告書>年次報告書（令和6年度実績） https://www.kaiyodai.ac.jp/overview/docs/post-42.html
補充原則 1－4② 法人経営を担いえる人材を計画的に育成するための方針		総合的な人事方針として、「第4期中期目標期間における国立大学法人東京海洋大学人事基本方針」を令和4年4月1日付学長裁定で策定し、法人経営を担い得る人材を計画的に育成するための方針を明確にし、大学公式ホームページで公表している。 また、国立大学協会等が実施する啓発機会に中堅、管理職等の各階層の適任者を参加させ、次代の経営人材の育成に努めている。また、副学長等の役職や、経営戦略室の室員、令和5年度から特定のミッションを遂行する学長補佐に教職員を任命し、法人経営に参画させることにより、その職務経験を通じて、法人経営に必要な人材への成長を促すサイクルができています。さらに、令和7年7月1日には、初めて准教授を学長補佐として任命するなど、前例にとらわれない若手を登用する試みを開始し、将来の法人経営に必要な人材の育成・確保に努めています。 Ⅰ.【「第4期中期目標期間における国立大学法人東京海洋大学人事基本方針」】 大学ホームページ>東京海洋大学について>情報公開>業務に関する情報>ガバナンス>参考資料 https://www.kaiyodai.ac.jp/overview/docs/post-66.html

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則２－１－３ 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等		理事、特命理事、副学長及び学長補佐の選任・配置については、学長が適材適所に学内外から選任・配置しており、学長の意思決定や業務執行をサポートする体制を整備している。また、理事、特命理事、副学長及び学長補佐の責任と権限について、学長決定（「理事等の役割分担について」で定め、理事等の詳細な役割分担を明確化するとともに、理事等の職における具体的な達成目標を年度当初に設定し、学長の責任のもと、適切な評価と処遇を与えている。理事等の詳細な役割分担は、大学公式ホームページにおいて公表している。 Ⅰ.【理事等の役割分担について】 大学ホームページ＞東京海洋大学について＞大学概要＞組織・役員等＞役員等紹介＞理事等の役割分担について https://www.kaiyodai.ac.jp/overview/summary/organization/
補充原則２－２－１① 【運営方針会議を設置する法人のみ該当】 運営方針委員の選任等にあたっての考え方や選任理由		
原則２－３－１ 役員会の議事録		役員会は、国立大学法人法その他関係法令等に定める重要事項のほか、学内規則等の定めるところにより、法人の適切な経営に資する事項を審議し、学長の意思決定を支えている。また、役員会は、毎月（８月を除く）定例開催するとともに、必要な場合は臨時開催することにより、意思決定が迅速に行われるようにしている。 役員会の議事要録は大学公式ホームページ上で公開している。 Ⅰ.【役員会議事要録】 大学ホームページ＞東京海洋大学について＞情報公開＞議事要録の公表＞役員会＞役員会議事要録 https://www.kaiyodai.ac.jp/overview/docs/post-73.html
原則２－４－２ 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況		ビジョン2040に基づき、ダイバーシティの観点から人材を確保するとともに、積極的に産業界等外部の経験を有する人材を役員に選任し、その経験と知見を法人経営に活用することで、経営層の厚みを確保している。また、外部人材の登用の観点及び登用の状況については、大学公式ホームページにて公表している。 Ⅰ.【外部人材の登用の観点及び登用の状況】 大学ホームページ＞東京海洋大学について＞大学概要＞組織・役員等 https://www.kaiyodai.ac.jp/overview/summary/organization/

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則 3-1-1① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫		本学がより適切な経営を行うため、令和3年9月2日付で、学長裁定により経営協議会学外委員の選考方針を定め、大学公式ホームページにて公表している。 また、経営協議会の運営にあたっては、各種審議事項に加えて、大学が直面している経営的課題等をテーマとした意見交換の機会を設定する等、学外委員の知見を法人経営に生かす工夫を行い、その概略は他の議事と併せて議事要録上で公表している。加えて、経営協議会委員の意見と大学の対応状況を年度ごとに取りまとめて公表している。 Ⅰ.【経営協議会学外委員の選考方針】 大学ホームページ>東京海洋大学について>大学概要>組織・役員等>役員以外の運営組織「経営協議会委員」>国立大学法人東京海洋大学経営協議会学外委員の選考方針 https://www.kaiyodai.ac.jp/overview/summary/organization/ Ⅱ.【経営協議会議事要録】 大学ホームページ>東京海洋大学について>情報公開>議事要録の公表>経営協議会>経営協議会議事要録 https://www.kaiyodai.ac.jp/overview/docs/post-76.html Ⅲ.【学外有識者の意見の活用】 大学ホームページ>東京海洋大学について>法人としての取り組み>学外有識者の意見の活用 https://www.kaiyodai.ac.jp/overview/corporateeffort/
補充原則 3-3-1① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由		「国立大学法人東京海洋大学学長選考等規則」において、学長選考・監察会議が学長の選考基準を定めるとともに、学内意向投票の結果を参考に、候補者への意見聴取等を実施し、慎重に議論を行ったうえで学長候補者を主体的に選考する仕組みを整備している。 学長の選考基準は、「国立大学法人東京海洋大学に求められる学長像」が定められており、大学公式ホームページにおいて公表している。 また、学長の選考結果、選考経緯、選考理由については、決定後速やかに学内外に公表している。 Ⅰ.【国立大学法人東京海洋大学に求められる学長像】 大学ホームページ>東京海洋大学について>情報公開>議事要録の公表>学長選考・監察会議>令和2年度○次期学長候補者の選考>国立大学法人東京海洋大学に求められる学長像 https://www.kaiyodai.ac.jp/overview/docs/post-74.html Ⅱ.【次期学長候補者の選考について】 大学ホームページ>東京海洋大学について>情報公開>議事要録の公表>学長選考・監察会議>令和2年度○次期学長候補者の選考>選考結果、選考経緯、選考理由 https://www.kaiyodai.ac.jp/overview/docs/post-74.html

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則 3-3-1③ 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無		国立大学法人のミッションを実現するために学長が安定的にリーダーシップを発揮することができるよう、令和5年6月26日の令和5年度第1回学長選考・監察会議及び同年9月20日の第2回学長選考・監察会議において、学長の任期のあり方を議論した。この結果、令和6年4月1日以降に任命される学長から、原則として、任期を6年、再任は不可とすることとし、令和5年9月20日付で「国立大学法人東京海洋大学学長の任期に関する規則」を改正（令和6年4月1日施行）した。改正後の規則は大学公式ホームページにおいて公表している。 なお、現学長の任期は、改正前規則により最大6年（4年間＋延長2年間、原則として再任不可）としており、令和6年3月11日の学長選考・監察会議において、現学長の任期を2年延長し、令和9年3月31日までとすることを決定している。 Ⅰ.【国立大学法人東京海洋大学学長の任期に関する規則】 大学ホームページ＞東京海洋大学について＞情報公開＞議事要録の公表＞学長選考・監察会議＞関係規程＞国立大学法人東京海洋大学学長の任期に関する規則 https://www.kaiyodai.ac.jp/overview/docs/post-74.html Ⅱ.【国立大学法人東京海洋大学における学長の再任の可否について】 大学ホームページ＞東京海洋大学について＞情報公開＞議事要録の公表＞学長選考・監察会議＞関係規程＞国立大学法人東京海洋大学における学長の再任の可否について https://www.kaiyodai.ac.jp/overview/docs/post-74.html
原則 3-3-2 法人の長の解任を申し出るための手続き		学長の解任を申し出るための手続きについては、「国立大学法人東京海洋大学学長選考等規則」第11条から第14条までに定められており、同規則は大学公式ホームページにおいて公表している。 Ⅰ.【国立大学法人東京海洋大学学長選考等規則】 大学ホームページ＞東京海洋大学について＞情報公開＞議事要録の公表＞学長選考・監察会議＞関係規程＞国立大学法人東京海洋大学学長選考等規則（平成17年3月10日海洋大規第258号） https://www.kaiyodai.ac.jp/overview/docs/post-74.html

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則 3-3-3② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果		学長選考・監察会議において、「国立大学法人東京海洋大学学長選考等規則」第10条に基づき、毎年度末に学長の業務執行状況についてヒアリングを実施したうえで評価を行うとともに、法人経営に向けた助言等を行っている。また、任期3年目には中間評価を行うこととしており、令和5年度においては、令和6年1月31日開催の第3回学長選考・監察会議において学長の業務執行状況（中間評価）についてヒアリングを行い、各種取組の実施状況やその成果等の説明を受け、同年3月11日の第4回学長選考・監察会議にて中間評価の結果について審議を行った。学長の業務執行状況については「期待する程度を上回っており、適切に遂行されている」ことを確認し、公表資料をとりまとめた。また、中間評価の結果に基づき、令和7年4月以降の学長の任期延長の可否を審議し、2年間の延長を認めることを決定した。中間評価及び延長審査の結果については、大学公式ホームページにおいて公表している。 さらに、令和6年度においても、学長から業務執行状況についてヒアリングを実施したうえで評価を行い、評価結果については、大学公式ホームページにおいて公表している。 Ⅰ.【国立大学法人東京海洋大学学長選考等規則】 大学ホームページ>東京海洋大学について>情報公開>議事要録の公表>学長選考・監察会議>関係規程>国立大学法人東京海洋大学学長選考等規則（平成17年3月10日海洋大規第258号） https://www.kaiyodai.ac.jp/overview/docs/post-74.html Ⅱ.【令和7年度業務執行状況の確認について】 大学ホームページ>東京海洋大学について>情報公開>議事要録の公表>学長選考・監察会議>令和7年度>国立大学法人東京海洋大学長の業務執行状況の確認について https://www.kaiyodai.ac.jp/overview/docs/post-74.html Ⅲ.【国立大学法人東京海洋大学長の業務執行状況の確認（中間評価）について】 大学ホームページ>東京海洋大学について>情報公開>議事要録の公表>学長選考・監察会議>令和5年度>国立大学法人東京海洋大学長の業務執行状況の確認（中間評価）について https://www.kaiyodai.ac.jp/overview/docs/post-74.html Ⅳ.【国立大学法人東京海洋大学長の任期の延長について】 大学ホームページ>東京海洋大学について>情報公開>議事要録の公表>学長選考・監察会議>令和5年度>国立大学法人東京海洋大学長の任期の延長について https://www.kaiyodai.ac.jp/overview/docs/post-74.html
原則 3-3-4 学長選考・監察会議の委員の選任方法・選任理由		学長選考・監察会議の中立性・公正性を担保するとともに、大学のミッションやビジョンを適切に実現できる法人の長の選考等を行うため、経営協議会及び教育研究評議会において、学長選考・監察会議の委員を決定する際、学長選考・監察会議がどのような人材で構成されるべきかという観点を踏まえ決定している。学長選考・監察会議の委員の選任方法や選任理由については、大学公式ホームページで公表するとともに、委員を決定した際の経営協議会及び教育研究評議会の議事要録を大学公式ホームページに掲載し公表している。 Ⅰ.【国立大学法人東京海洋大学学長選考・監察会議委員選出方法及び選任理由】 大学ホームページ>東京海洋大学について>大学概要>組織・役員等>役員以外の運営組織「学長選考・監察会議委員」>国立大学法人東京海洋大学学長選考・監察会議委員選出理由 https://www.kaiyodai.ac.jp/overview/summary/organization/ Ⅱ.【令和8年度第1回経営協議会議事要録】 大学ホームページ>東京海洋大学について>情報公開>議事要録の公表>経営協議会>経営協議会議事要録>令和8年度 https://www.kaiyodai.ac.jp/overview/docs/post-76.html Ⅲ.【令和5年度第1回、令和7年度第1回教育研究評議会議事要録】 大学ホームページ>東京海洋大学について>情報公開>議事要録の公表>教育研究評議会>教育研究評議会議事要録>令和5年度、令和7年度 https://www.kaiyodai.ac.jp/overview/docs/post-77.html

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則３－３－５ 大学総括理事を置く場合、 その検討結果に至った理由		該当無し（本学は、大学総括理事を置いていない）
基本原則４及び原則４－２ 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況		国立大学法人東京海洋大学業務方法書にて、内部統制システムの整備に関する事項を定めるとともに、「国立大学法人東京海洋大学内部統制規則」において内部統制の推進体制及びモニタリングの実施について定めている。これらの規則等に基づき、内部統制システムを運用するとともに、日常的にモニタリングを行い、継続的に見直しを行っており、これらの規則等は大学公式ホームページにて公表している。 Ⅰ.【東京海洋大学業務方法書】 大学ホームページ>東京海洋大学について>情報公開>業務に関する情報>業務方法書の公表>業務方法書の公表>国立大学法人東京海洋大学業務方法書 https://www.kaiyodai.ac.jp/overview/docs/post-65.html Ⅱ.【国立大学法人東京海洋大学内部統制規則】 大学ホームページ>東京海洋大学について>情報公開>業務に関する情報>業務方法書の公表>関連ドキュメント>国立大学法人東京海洋大学内部統制規則 https://www.kaiyodai.ac.jp/overview/docs/post-65.html
原則４－１ 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫		大学公式ホームページにおいて、法令に基づく情報公開の徹底に加えて、組織に関する情報、業務に関する情報、財務に関する情報、環境活動に関する情報提供など種別ごとに公表しており、年次報告書、財務報告書、環境報告書などを掲載している。 また、法人経営、教育、国際交流、研究・社会貢献活動の 카테고리 に対応するページを作成しており、本学の情報を簡単に取得できるよう努めている。 Ⅰ.【情報公開（組織・業務・財務・環境活動に関する情報）】 大学ホームページ>東京海洋大学について>情報公開> 組織に関する情報、業務に関する情報（年次報告書）、財務に関する情報（財務報告書）、環境活動に関する情報提供（環境報告書） https://www.kaiyodai.ac.jp/overview/#document_area Ⅱ.【法人経営＝理念・人材養成と目標・ビジョン】 大学ホームページ>東京海洋大学について>本学の理念・人材養成と目標・Vision2040 https://www.kaiyodai.ac.jp/overview/ Ⅲ.【教育（学部・研究科）】 大学ホームページ>学部・研究科 https://www.kaiyodai.ac.jp/faculty/ Ⅳ.【国際交流・留学】 大学ホームページ>国際交流・留学 https://www.kaiyodai.ac.jp/international/ Ⅴ.【研究・社会連携】 大学ホームページ>研究・社会連携 https://www.kaiyodai.ac.jp/research/ Ⅵ.【各種刊行物】 大学ホームページ>東京海洋大学について>大学概要>動画・パンフレット https://www.kaiyodai.ac.jp/overview/summary/media/

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則 4 - 1 ① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況		大学公式ホームページにおいて、大学で学びたい方、企業や研究者の方、卒業生の方、在学生の方、地域・一般の方として対象者を分類し、対象者に向けた情報を公表しており、対象者が見てわかりやすい構成となるよう、研究に関する手続き、施設貸出、取材、寄附申し込み等の各種窓口についても、関連する対象者別に分類したホームページに掲載し公表している。 また、メディアからの取材申込を積極的に受け入れ、本学の教育・研究情報を広く一般に公開している。 I. 【本学の入学希望者向け情報（大学・学部紹介、学部入試情報等）】 大学ホームページ＞大学で学びたい方 https://www.kaiyodai.ac.jp/university/ II. 【企業や研究者の方向け情報（研究活動、産学・地域連携、研究に関する手続、社会貢献、本学職員採用、東京海洋大学基金等）】 大学ホームページ＞企業・研究者の方 https://www.kaiyodai.ac.jp/company/ III. 【卒業生向け情報（証明書発行、同窓会、東京海洋大学基金等）】 大学ホームページ＞卒業生の方 https://www.kaiyodai.ac.jp/graduate/ IV. 【在学生向け情報（学生生活（学生相談、学費・奨学金等）、就職支援、学生寮、健康・安全情報、情報セキュリティ、学事予定・時間割、履修について・シラバス・カリキュラムマップ等）】 大学ホームページ＞在学生の方 https://www.kaiyodai.ac.jp/student/ V. 【地域・一般の方向け情報（地域・一般・取材の方に関するニュース、施設等、公開講座、学内イベント、東京海洋大学基金等）】 大学ホームページ＞地域・一般の方 https://www.kaiyodai.ac.jp/general/ VI. 【広報活動（プレスリリース、メディア情報）】 大学ホームページ＞東京海洋大学について＞情報公開＞広報活動 （掲載された雑誌等、報告されたＴＶラジオを掲載） https://www.kaiyodai.ac.jp/overview/#document_area

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則 4 - 1 ② 学生が享受できた教育成果を示す情報		本学の理念、大学の人材養成と目標を定めるとともに、学生が目指すべき人材像、身に付けるべき能力を示した学位授与に関する基本的な方針として、学部・学科等別にディプロマポリシーを定め、ディプロマポリシーに到達するための学修成果の達成と個々の授業科目との関連をカリキュラムマップで示しホームページで公表しており、学位授与までにこの目標に到達することを課している。また、学生の満足度（修学支援調査の結果）及び学生の進路状況についても大学公式ホームページで公表している。 なお、修学支援調査は3年ごとに実施しており、現在、令和6年度のアンケート調査結果（全学生対象、入学動機、修学関係、学生生活、経済支援、課外活動、進路・就職、大学への要望等）を公表している。 I. 【本学の理念、大学の人材養成と目標】 大学ホームページ>東京海洋大学について>本学の理念・人材養成と目標・Vision2040 https://www.kaiyodai.ac.jp/overview/ II. 【教育研究上の目的・ポリシー】 大学ホームページ>学部・研究科>各学部・研究科のページ内ポリシー https://www.kaiyodai.ac.jp/faculty/ III. 【カリキュラムマップ】 大学ホームページ>学生生活>授業関連>カリキュラムマップ https://www.kaiyodai.ac.jp/campuslife/class/ IV. 【令和6年度 東京海洋大学修学支援調査（調査結果報告書）】 大学ホームページ>在学生の方>学生生活>修学支援調査>令和6年度 調査結果報告書 https://www.kaiyodai.ac.jp/campuslife/docs/post-29.html V. 【学生の進路状況（学部、大学院等の卒業・修了者の進路及び就職状況）】 大学ホームページ>学生生活>資格・就職>東京海洋大学キャリア支援センター>進路状況・就職>進路状況・就職先一覧(令和6年度版) https://www.kaiyodai.ac.jp/campus-cms/syusyokushien/job/
法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項		I. 【独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報】 （大学公式ホームページ「情報公開」に公表） 大学ホームページ>東京海洋大学について>情報公開>公表事項>独立行政法人情報公開法第22条に定める情報 https://www.kaiyodai.ac.jp/overview/#document_area